

大磯町消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	大磯町消防本部
任命権者	大磯町消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
大磯町における障がい者雇用に関する課題	大磯町消防本部においては、所属する常勤職員のほとんどが消防吏員で、その採用は総務課で行っています。 消防本部独自では、組織的な体制整備は図っておりませんが、障がい者である職員が在籍した場合は、その者が活躍できるよう働きやすい環境づくりやサポート体制の充実など、障がい者である職員の活躍の場の拡大のための取組を行っていく必要があります。

目標	
①採用に関する目標	各年（6月1日時点）における実雇用率が法定雇用率を上回ることとします。（全機関で合算した実雇用率） （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.39%（法定雇用率2.5%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	障がい者である職員の定着を促進し、不本意な離職者を極力生じさせないようにします。 （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理を行います。

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用促進者として消防総務課長を選任します。 ○障害者職業生活相談員と連携し、障がい者である職員の職業生活全般についてのサポートを行います。
(2) 人材面	○障がい者である職員が配属されている部署の職員を中心に、セミナーや講習会の参加を促進します。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用又は部署異動時をはじめ定期的に面談を行い、障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障がい者である職員の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討します。

	○所属長による人事評価の面談等を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定の工夫に努めます。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○時差出勤勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進します。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。